

伊丹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

他都市の退職手当の支給状況を考慮して、他の地方自治体等の職員が退職後引き続き本市の職員となった場合の、退職手当の算定基礎となる勤続期間の通算の要件を見直すため。

伊丹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和 2 年伊丹市条例第 号）

伊丹市職員退職手当支給条例（昭和 2 7 年条例第 2 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 5 項中「任命権者の要請に応じて」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に職員である者に係る在職期間の計算については，この条例による改正後の伊丹市職員退職手当支給条例第 9 条第 5 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。